平成２２年（フ）第５４９０号
大阪市平野区背戸口１丁目21番26号松本マンション302号、住民票上の住所大阪市東住吉区中野３丁目８番３号
債務者　大里　　学
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６７４号
大阪府東大阪市渋川町２丁目２番38号
債務者　橋本　春次
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５３号
横浜市南区三春台118番地３　コーポエルム２Ｃ
債務者　伊藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３３号
横浜市保土ケ谷区月見台10番28―702号
債務者　相馬　道弘
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１６０号
横浜市南区中里４丁目29番24号
債務者　田中八重子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１８７号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目23番４号　吉美荘201号
債務者　大島貴美栄（旧姓増井）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９９号
愛知県みよし市三好丘旭３丁目１番地２　プロムナード三好丘５号棟304号室、旧住所愛知県みよし市三好町油田25番地１　ライオンズマンション三好602号
債務者　鈴木　良成
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９７２号
神奈川県海老名市河原口546番地の３　プラネット303
債務者　大八木新一
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５９号
横浜市港北区大倉山６丁目46番34号　テラス森Ⅲ―２
債務者　河村　郁子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８７８号
神奈川県大和市上草柳９丁目６番４号
債務者　楮畑　　涼
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７号
釧路市桜ケ岡２丁目３番５号
債務者　松本　道子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２０２３号
横浜市南区高根町３丁目17番地　岩根コーポ405号
債務者　田畑惠美子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４００号
岡山県赤磐市山陽１丁目９番２―303号
債務者　村田　一馬
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８４号
岡山市東区西大寺浜194番地３
債務者　綛谷　　操
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９０号
神奈川県座間市東原２丁目４番35―204号　ドミールさがみ野
債務者　阿部ありさ
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部